

## ご案内

# 住民税均等割課税世帯給付金(10万円/1世帯) の受給には手続きが必要です

- この給付金は、**令和5年度住民税のうち、均等割のみが課税される世帯**に対し、**1世帯あたり10万円**を給付するものです。  
※世帯全員が住民税均等割が課税されている方の扶養を受けている場合は対象外です。  
※大府市低所得世帯生活支援特別給付金(7万円追加給付)を受給した世帯は対象外です。
- 給付対象となる世帯に**18歳以下の子ども**(平成17年4月2日以降生まれ)がいる場合は、子ども1人につき5万円を加算します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

住民税

均等割

一定以上の所得がある方が一律で同額を負担するもの  
※大府市の場合、均等割額は5,500円(市民税3,500円、県民税2,000円)です。

所得割

前年の所得に応じて、負担額が変わるもの

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

世帯に18歳以下の子どもがいる場合は  
子ども1人につき**5万円**を加算します。

## 支給対象(住民税均等割のみ課税世帯)

### 支給対象となる世帯

世帯全員が令和5年度の住民税**所得割**が課税されておらず、かつ、世帯内の少なくとも1人が令和5年度の住民税**均等割のみ**を課税されている世帯

### 「確認書」によるお手続き

- 令和5年12月1日時点(基準日)で大府市に住民登録がある方のうち、支給対象となる可能性が高い世帯の世帯主の方に同封の「確認書」をお送りしています。
- **「確認書」の内容をご確認**いただき、必要事項を記入の上、記載された**「提出期限」までに返送**してください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## 令和5年度住民税が均等割のみ課税されている世帯

世帯主の方による手続きが必要です。

- 支給対象となる可能性が高い世帯の世帯主の方に、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」をお届けしています。
- 内容を確認して、提出期限までに大府市に返送してください。

### 【確認事項】

- ①世帯の中に、令和5年度住民税（所得割）が課税されている方がいないこと。
- ②世帯の中に1人以上、令和5年度住民税（均等割）が課税されている方がいること。
- ③令和5年度住民税（均等割）が課税されている他の親族等の扶養を受けている方のみで構成される世帯でないこと。
- ④大府市又は他の自治体で住民税非課税世帯を対象とした物価高騰等対策のための給付金（7万円給付金）を受け取っていないこと。
- ⑤世帯の中に、令和5年度住民税が課税となる所得があるのに未申告である方がいないこと。
- ⑥世帯の中に住民税の租税条約に関する届出書を提出している方がいないこと。
- ⑦確認書に記載された支給金額・こどもの人数に誤りがないこと。

給付金を受け取る金融機関口座を別に指定される場合には、添付書類（①通帳等のコピー、②世帯主の方の本人確認書類）が必要です。



確認内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求められることがあります。意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税均等割課税世帯給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

大府市役所 福祉部 地域福祉課 給付金担当

☎0562-47-2111（内線579）

受付時間 平日9:00～17:00（水曜のみ19:00まで）

（土・日・祝日を除く。）

